

処 分 基 準

令和 6 年12月 1 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第51条の10
処 分 の 概 要：確認事務委託対象法人の登録の取消し
原権者（委任先）：長崎県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 登録法人に道路交通法第51条の10各号のいずれかに該当する事実が認められた場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の是正の可否、是正の見込み、再発のおそれ、当該法人においてとられた再発防止措置その他諸般の事情を勘案して、登録の取消しの適否について判断することとする。 なお、次のような場合には、登録を取り消さないこととする。 ○ 登録法人の役員が道路交通法第51条の8第3項各号のいずれかに該当することとなった場合において、当該法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 い 合 わ せ 先：長崎県警察本部交通部交通指導課駐車対策室 電話095-820-0110（内線5261）
備 考：